

2026年（令和8年）5月13日

逗子市指定居宅介護支援事業所
逗子市指定介護予防支援事業所
逗子市内介護（予防）サービス事業所
管理者 様

逗子市福祉部高齢介護課

暫定ケアプランと給付管理の取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

要介護・要支援認定の申請中（新規・更新・区分変更）におけるサービス利用について、要介護または要支援の暫定ケアプランを作成することが厚生労働省発出「平成18年4月改定関係Q&A（Vol. 2）」問52にて示されています。

しかし、要介護・要支援認定の申請中に暫定ケアプランを作成し、サービスを導入したものの、認定結果が見込みと異なった場合、暫定ケアプランをケアプランとみなすことができないことがあります。認定結果別の暫定ケアプランと給付管理の取扱いを別紙のとおり整理しましたので、請求の際はご注意ください。

※ サービス利用にあたっては担当のケアマネジャーと調整いただき、引き続きケアプランに基づいたサービスの提供をお願いいたします。

【担当】

介護保険係 事業所指導・給付担当

TEL : 046-873-1111（内線 247）

認定結果の見込み	暫定プラン作成主体	認定結果	認定結果後の取扱い
要支援	地域包括支援センター（暫定予防プラン作成）	要介護（見込み違い）	給付管理不可※
		要支援	予防プランの取扱いに基づき給付管理
要介護	居宅介護支援事業所（暫定ケアプラン作成）	要介護	ケアプランの取扱いに基づき給付管理
		要支援（見込み違い）	給付管理不可※
要介護・要支援の判断が困難な場合	居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが協力し、 <u>暫定ケアプランと暫定予防プランの両方を作成</u>	要介護または要支援	認定結果に応じたプランに基づき給付管理 ※どちらか一方のみが居宅介護支援費または介護予防支援費を請求可能。

【留意事項】

- 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携を図り、当該利用者の認定区分に応じて、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成した暫定プランに基づき、サービス利用をすることにより、利用者が全額自己負担にならないようにすること。
 - 認定を受けていない状態で、サービスを導入する必要があるのか十分に検討すること
 - 認定結果が非該当になることや、想定した介護度より低くなることもあるので、介護サービスに要する費用が全額自己負担になる可能性があること等について、あらかじめ利用者・家族に十分説明すること。
 - 要介護度により給付限度額が異なることから、必要最低限のサービスの導入にすること。
 - 暫定ケアプランの作成については、認定有効期限は申請時に遡って決定されるため、暫定ケアプランを作成する場合であっても運営基準に定められた一連の業務（アセスメント・モニタリング等）を行うこと。
- ※暫定プランにおける見込み違いによる自己作成扱い（セルフケアプラン）の発生に対しては、市が給付管理を行います。が、ケアマネジャーが見つからない場合や総合事業のみの利用の場合（介護予防ケアマネジメント）は、自己作成扱い（セルフケアプラン）の取り扱いはありませんので注意してください。
- なお、見込み違いが発生した場合は、早めに高齢介護課に連絡・相談をお願いします。